

令和7年度荒廃農地等を活用した活動団体支援事業募集要項

静岡県は、荒廃農地をはじめとした農地の有効活用を図るため、荒廃農地等を活用し、地域の農業振興に取り組む者に対し、活動経費の一部に補助金を交付する「荒廃農地等を活用した活動団体支援事業」を実施します。

令和7年度事業について、次のとおり事業実施団体を募集します。

1 応募対象者

応募対象者は静岡県内で荒廃農地の再生や農地の荒廃化防止への取組を通じ、地域の農業振興に取り組む以下のいずれかの者としてします。

(1) 法人

(2) 3名以上の者で構成し、定款又は組織運営に関する規約が定められている団体

2 補助対象事業

県内で概ね10アール以上の農業振興地域内農用地区域外農地（白地）を含む荒廃農地等※を活用し、農作業体験、新規作物の試作等地域の農業振興に資する取組について、活動費の一部を助成します。

地域の農業振興に資する取組とは、下記のいずれかを指します。

ア 荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地を活用し、農業を行うこと

イ 荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地を活用し、営農再開に向けた保全管理を行うこと

ウ 荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地を活用し、周辺農地の営農条件に支障が生じないように保全管理を行うこと

※荒廃農地等とは荒廃農地及び荒廃農地になるおそれのある農地（保全管理農地等）のことを指します。

3 補助対象経費

補助対象は本事業に直接必要な下記の経費とし、昨年度に本事業を実施した団体等が今年度も事業申請を行う場合は、令和7年度は賃借料、役務費、需用費のみ補助対象とします。

項 目	内 容	備 考 (対象経費の例示等)
賃 借 料	リース料 会場使用料	リース料 ・リース会社や農協等から農業用機械等を借りる費用※団体所有の機械は対象外
役 務 費	農作業委託料 参加者の傷害保険料	農作業委託料 ・農地の再生及び保全管理に必要な作業に従事した実働時間に応じて支払う費用 ※作業単価については、団体等の内部規則に準じて定めること
需 用 費	資材購入費、消耗品費	事業に使用する文房具代、ガソリン代
報 償 費	講師謝金	事業2年目以降は対象外
通信運搬費	通信費（切手代）	事業2年目以降は対象外
そ の 他	その他必要と認めるもの	

4 補助率（額）

補助対象経費の2分の1以内（ただし、20万円を上限）

5 補助対象期間

補助金の交付決定日以降に行われ、令和8年3月31日までに完了する活動が補助対象です。

6 応募方法等

（1）提出書類様式は、県HPからダウンロードできます。

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 実施計画書（様式第2号）
- ③ 組織の定款又は規約
- ④ 活動予定場所の写真
- ⑤ その他参考となる資料

（2）受付期間

令和7年6月4日（水）～6月25日（水）

（3）提出・問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 経営基盤強化推進班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館9階
TEL：054-221-2617
FAX：054-221-3688

7 選考方法

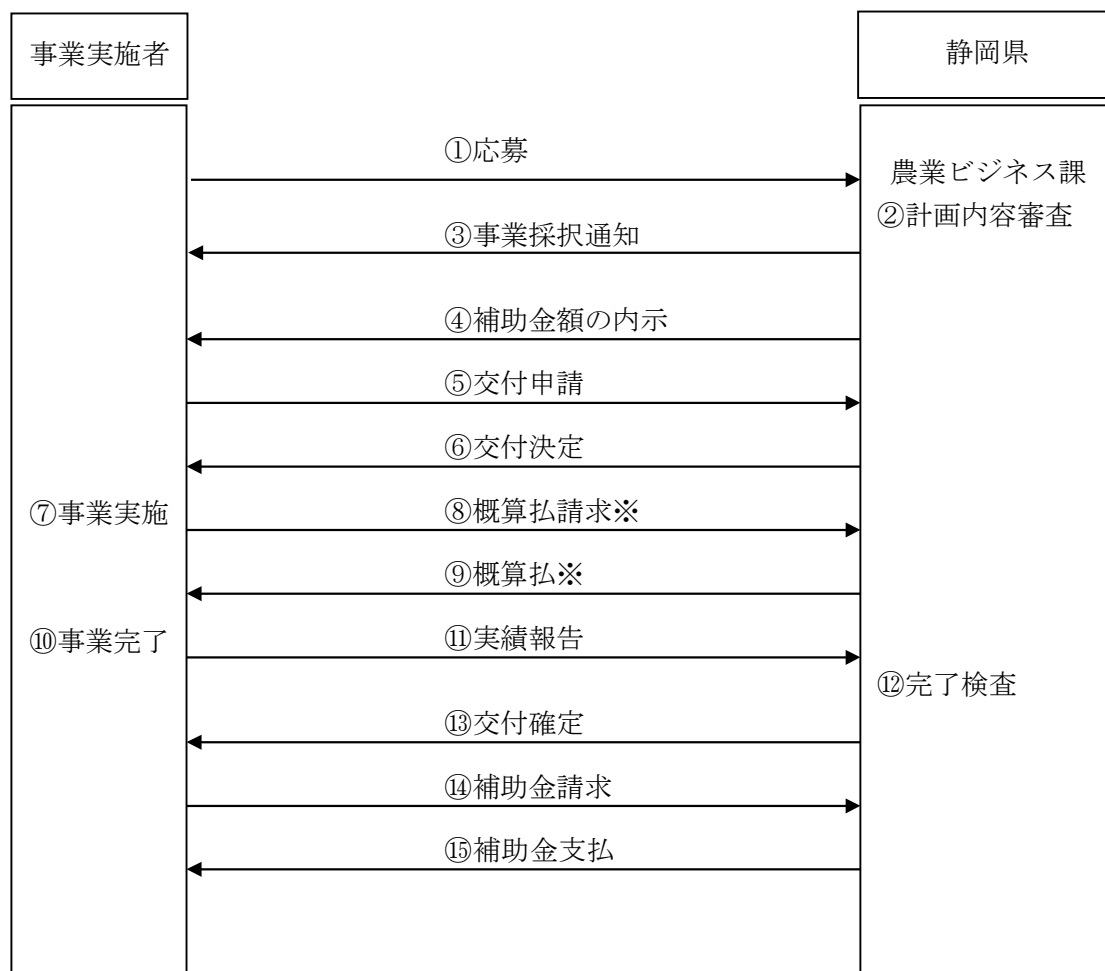
（1）事業実施者は書類審査により決定します。

（2）審査では、期待される効果等を総合的に判断して事業実施者を決定します。
審査結果は通知しますが、採否の理由等についてはお答えできません。

8 事業の実施

- （1）事業実施者は、別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行い、補助金の交付決定後に事業に着手してください。
- （2）事業実施主体が他制度の補助金を受けている場合は、重複した活動内容に対して補助を受けることはできません。
- （3）補助金に関する会計処理は、補助対象事業費の区分を明確にし、適正に処理してください。
- （4）事業年度終了後、実施要領及び補助金交付要綱に基づき、実績報告書を提出していただきます。
- （5）その他詳細については県農業ビジネス課経営基盤強化推進班までお問い合わせください。

9 事業実施の流れ



※概算払を希望する場合のみ（限度額あり）